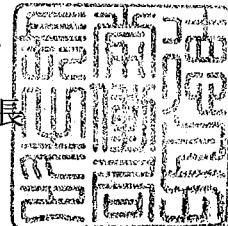


徳労発基 1219 第 2 号
令和元年 12 月 19 日

徳島県製薬協会長 殿

徳島労働局長



年末年始における労働災害防止対策の徹底について（要請）

労働行政とりわけ労働安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、徳島県の年末年始における労働災害防止については、12月1日から翌年1月31日までにかけて「年末年始無災害運動」を展開すること等により安全衛生活動の強化を呼び掛けているところであります、過去5年度（平成26年度～同30年度）における毎年度の労働災害による死亡者は、1～2人で推移してきたところです。

しかしながら、今年度においては、いずれも調査中ではありますが、徳島県内では12月に入って以降、建設業における移動式クレーンの転倒、道路貨物運送業における荷台からの墜落、建設業における自動車道での交通事故による死亡災害が続けて発生しており、令和元年12月19日現在すでに4人がお亡くなりになっているというたいへん憂慮すべき状況にあります。

そのため、このような死亡災害の多発傾向にある現状に鑑み、徳島労働局としては、死亡災害発生の抑制のためには、各事業場において、より一層自主的に安全意識の高揚と安全活動の活性化を図っていただくことが重要だと考えているところであります。

つきましては、このような趣旨を踏まえていただいたうえで、特に年末年始における死亡災害の増加傾向に歯止めをかけ、労働災害防止に対する更なる取組の徹底を図るため、貴会会員事業場等に対し、下記事項に対する周知・指導を実施いただくよう要請いたします。

記

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- 3 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 4 転倒、墜落・転落、はざまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底

- 5 フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- 6 交通労働災害防止対策の推進
- 7 安全衛生パトロールの実施
- 8 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- 9 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 10 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示